

今治市防火・防災管理者連絡協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、今治市防火・防災管理者連絡協議会という。

(目 的)

第 2 条 本会は、防火・防災管理の向上及びこれに起因する災害予防に努めるとともに会員相互の融和と親睦を語り、もって各事業の健全なる発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、今治市に所在する消防法第 8 条・第 3 6 条に基づき防火・防災管理者を定める義務のある事業所及びその防火・防災管理者並びに本会の趣旨に賛同した事業所若しくは者をもって組織する。

(事 業)

第 4 条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災管理及び関係法令等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害予防・対策の普及啓発に関すること。
- (3) 防火・防災管理のための教養資料の収集配布に関すること。
- (4) 防火・防災管理者・事業所等の表彰に関すること。
- (5) 防火・防災管理者の講習会・講演会の開催に関すること。
- (6) モデル施設の視察に関すること。
- (7) その他本会の目的達成について必要なこと。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(選 出)

第 6 条 会長及び副会長は、理事の互選による。

2 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は、次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がそ

の職務を代行する。

- (3) 理事は、理事会に出席し、本会運営に必要な事項を審議議決する。
- (4) 監事は、会計事務を監査し、必要と認めるときは理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第 8 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席し、意見を述べるができる。

(役員任期)

第 9 条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中において交代した場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 10 条 この会の事務局を今治市消防本部に置く。

- 2 事務局の局長及び書記は、会長が委嘱する。
- 3 局長は会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 4 書記は局長の指揮を受け、事務局の事務に従事する。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第 12 条 総会は、毎年1回これを招集するものとする。ただし、やむを得ない事情が生じ総会を開くいとまがないときは、理事会をもって総会に代えることができる。

- 2 前項の結果は次の総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 3 総会においては次の事項を議決する。
 - (1) 理事及び監事の選出に関する事。
 - (2) 予算及び決算に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業経過の承認に関する事。
 - (4) 会則の改廃に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

(理事会)

第 13 条 理事会は必要に応じこれを招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 事業計画の実施運営
- (3) 会長において必要と認めた事項

(会議の招集等)

- 第 14 条 総会及び理事会は、会長がこれを招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 2 議事は、出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会 計)

- 第 15 条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。
- 2 前項の会費は、会員 1 名につき年額 2,000 円とする。
 - 3 会費の納入は、6 月末までに納入するものとする。
 - 4 年次途中における加入会員に対する会費の徴収は同額とし、その都度徴収する。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(施行手続)

第 17 条 本会則施行に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別にこれを定める。

附 則

- この会則は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。
- この会則は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。
- この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。